

兌換制下の貨幣資本蓄積

高橋 衛

はじめに

1980年代後半におけるわが国の土地・株を中心とした資産価格の高騰は、今日の貨幣資本蓄積の独自性を不換制との関連で構造的な問題としてとらえることの必要性を改めて迫るものであった。不換制下の貨幣資本蓄積の独自性を明らかにするためには、さしあたりは——一般的抽象的には——兌換制下の貨幣資本蓄積の独自性を明らかにしておかなくてはならない。兌換制下においてマルクスが『資本論』第3巻第5篇第30章「貨幣資本と現実資本Ⅰ」冒頭で設定している問題とその考察——マルクス貨幣資本蓄積論¹⁾——の今日的な意義を明らかにすることが、ますます求められてきている。

本稿は、最近の草稿研究を踏まえた、マルクス貨幣資本蓄積論についての山本孝則氏の独自の理解²⁾を取り上げ、若干の検討を試みることによって、上記の課題に一步でも近づこうというものである。兌換制下でマルクスが行った貨幣資本蓄積に関する研究が不換制下の今日の貨幣資本蓄積にどのようにかたちをかえてあてはまるかを考察する、そのための前提を探りたい。

I. 山本孝則氏の所説の概要

山本孝則氏はおよそ次のような所説を展開している。すなわち、①預金が流通手段機能を果

1) 「貨幣資本と現実資本」といえばマルクスが『資本論』第3巻第5篇第30章「貨幣資本と現実資本Ⅰ」冒頭で設定している問題についての考察を指すものという漠然とした了解がこれまでであったように思われる。例えば川波洋一氏は「貨幣資本と現実資本」論という言葉をもって第30—32章の内容を指すものとし、その部分で第30章冒頭で設定している問題についての考察が終わっているかのような説明をしている（『貨幣資本と現実資本』論の萌芽『経済学研究』（九州大学）第47巻第7号、1981年10月、16—18ページ）。しかし、厳密に言えば、第30章冒頭で設定している問題についての考察は少なくとも第33章「信用制度下の流通手段」にも及んでおり、「貨幣資本と現実資本」と題された第30—32章で終わっていると見なすにはいささか無理があるといわなくてはならない（例えば三宅義夫『マルクス信用論体系』日本評論社、1970年、47—48ページを参照）。そこで、第30章冒頭で設定している問題についての考察——その範囲を確定すること自体が一つの課題となりうるが——を総体として、本稿では便宜上「マルクス貨幣資本蓄積論」と呼ぶこととする。

2) 山本孝則『現代信用論の基本問題—信用理論体系と国際通貨=国際金融危機の新段階—』日本経済

たす——正確には小切手が支払手段機能を果たす——のは兌換制と不換制とは共通している。②マルクス貨幣資本蓄積論の「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分——以下ではこれを「貸付可能な貨幣資本」と「現実資本」との関連を問題にしている「第一部分」に対比して「第二部分」と呼ぶこととする——の固有の課題は、預金が流通手段機能を果たしようということを明らかにすることであった。③したがってマルクスの兌換制下の貨幣資本蓄積論は不換制下の貨幣資本蓄積にそのままあてはまる、と。

しかし、上の③の結論に至る論理展開に果たして問題はないだろうか。私が本稿で山本氏の所説を取り上げるのは、氏の研究は今日の貨幣資本蓄積の独自性を不換制との関連で構造的な問題としてとらえるうえで一定の意味をもっているにもかかわらず、氏の論理展開そのものには検討を要する問題点がなお残っていると思われるからにはほかならない。

こうした山本氏の所説についてⅡ., Ⅲ. で詳しく検討してゆくつもりである。だがその検討に入る前に、このⅠ. で氏の論理展開そのものの特質とその問題点をもう少し詳しくみておくことにしよう。

I-I.

山本氏の論理の出発点は、「『本来の信用貨幣』……の本質」を「決済手段として機能する預金」³⁾として——「『本来の信用貨幣』の基体」を「預金通貨」⁴⁾として——とらえるというものである。いわば「預金通貨論としての信用貨幣論」⁵⁾である。

こうした山本氏の「本来の信用貨幣」規定でさしあたり注目しておきたいことは、氏がそこからどのような命題を引き出しているかである。

「『本来の信用貨幣』が預金元本保全による資本価値の維持という契機から自由でありえない以上、兌換制と不換制との区別は、預金元本の価値保全のための「銀行の機能」の仕方の違いなのである……。もとより、両者の間には預金元本の価値保全上、明らかにその実効性に優劣の差は存在する。だが、決して忘れてはならぬことは、兌換制であれ不換制であれ、一定預金額に対する元利請求権という「本来の信用貨幣」の実効性が発揮される限り、貨幣資本＝利子生み資本そのものの蓄積は進行し、預金通貨・銀行券の「本来の信用貨幣」としての諸機能は何ら変わらないのだ、ということである」⁶⁾。

ここで重要なことは、「本来の信用貨幣」を流通手段機能を果たす預金としてとらえる山本氏にとって、従来重視されてきた信用論における兌換制と不換制との間の区別は事実上意味を

評論社、1991年2月、「前篇 信用論体系—『資本論』第3部第5篇の主題と構造—」。

3) 山本、前掲書、143ページ。

4) 同上、147ページ。

5) 同上、IVページ

6) 同上、153ページ。下線は引用者

なさないものとされている点である。

I-II.

ところで山本氏によると、マルクス貨幣資本蓄積論の第二部分——「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分——の固有の課題は、「本来の信用貨幣」の「基本的存在形態と本質」の「解明」にあったという。「この「貨幣資本と現実資本」の第一の問題 {貨幣資本蓄積と現実資本蓄積との関係如何という問題—引用者} の考察においては、貨幣資本の蓄積の自立性・架空性は、単に貨幣資本蓄積の現実資本蓄積からの必然的な乖離、即ち、労働に対する所有の請求権の自立的蓄積の必然性を意味するに過ぎない。それゆえ、この段階の考察では、利子生み資本=貨幣資本の蓄積がつくり出す「本来の信用貨幣」の考察にまでは及んでいないのである。この点の解明を課題としたのが、「貨幣資本と現実資本」冒頭で提起された第二の設問、即ち、通貨量と貨幣資本の蓄積との関係如何であり、「本来の信用貨幣」の基本的存在形態と本質は、この第二問題の問題に関する論脈のなかで、「信用・架空資本」論の随所で触れられることになる⁷⁾。

上のI-I., I-II.を要するに、マルクス貨幣資本蓄積論の第二部分—「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分—が本来明らかにしようとしていたことは、預金が流通手段機能を果たしうるということであって、このことは兌換制と不換制とに共通しているといえる、という主張である。すなわち、山本氏によると、「兌換制であれ不換制であれ、一定預金額に対する元利請求権という「本来の信用貨幣」の実効性が発揮される限り、貨幣資本=利子生み資本そのものの蓄積は進行し、預金通貨・銀行券の「本来の信用貨幣」としての諸機能は何ら変わらないのだ、ということ」「の解明を課題としたのが、「貨幣資本と現実資本」冒頭で提起された第二の設問、即ち、通貨量と貨幣資本の蓄積との関係如何である⁸⁾。

7) 同上、141—142ページ。下線は引用者。

8) 大谷禎之介氏は論文「利子生み資本（『資本論』第3部第21章）の草稿について—第3部第1稿の第5章から—」（法政大学『経済志林』第56巻第3号、1988年）において、現行版第27章の終わりに近い箇所草稿では「いまわれわれは、利子生み資本そのものの〔信用制度による利子生み資本に及ぼす作用、および利子生み資本がとる形態の〕考察に移る」とされていることを主たる根拠として、「第3部第5章は、以上のように、「利子生み資本そのものの一般的分析」および「利子生み資本が信用制度のもとでとる諸姿態の分析」からなる理論的展開と、「利子生み資本の生成過程の考察」という歴史的叙述とからなっており、全体として「利子生み資本論」となっているといえる」（6ページ）と述べている。山本氏の所説がこの大谷氏の第5篇に関する草稿研究を基礎としていることは次の文章に端的に示されている。「それ {「貨幣資本と現実資本」論において問われ、そして明らかにされた基本問題}（43ページ）—引用者} は基本的に、(1)貨幣資本 (moneyed capital) の蓄積と現実資本の蓄積との関係如何、(2)貨幣資本の蓄積と通貨量との関係如何という、二問題に要約することができる。マルクスは、この二問題に対して、(1)信用制度上の諸契機と社会的再生産上

I-III.

上の考え方から当然の帰結として、山本氏は「「クレジット・システムからモネタール・システムへの転回が必然である」(K.III.S.587)という第3部第5篇の結語の射程を古典的金本位制の時代や、IMF旧協定下の〈金・ドル本位制〉の時代(1947—71年)に限定する大方の理解に対して」「抜本的な疑義を呈」⁹⁾している。山本氏によっては、信用論の「主題」¹⁰⁾は貨幣資本蓄積論であると同時に、信用論の「結語」¹¹⁾は「クレジット・システムからモネタール・システムへの転回が必然である」という命題であるとされている。つまり山本氏においては、「クレジット・システムからモネタール・システムへの転回が必然である」という命題はマルクス貨幣資本蓄積論の「結語」とされている。したがって、兌換制と不換制の共通項の「解明」を課題としていたのがマルクス貨幣資本蓄積論であると考えるかぎりでは、「クレジット・システムからモネタール・システムへの転回が必然である」という命題が兌換制のみならず不換制にもあてはまるはずだというわけである。

以上、山本氏の所説を——簡潔にはあるが——本稿の関心に関連するかぎりで紹介したが、私が本稿で山本氏の所説を取り上げるのは、既述のように、上のI-III.の結論に至る論理展開に少なからず問題があると思われたからにほかならない。

氏の論理展開の特質は、まず、マルクスの諸叙述のなかから兌換制下と不換制下に共通する事柄—預金の流通手段機能—を摘出し、そこから直ちに、マルクス貨幣資本蓄積論の本来の目的がそうした兌換制下と不換制下との共通項を明らかにすることにあつたという結論を導いている点にある。しかし、例えばスミス(A. Smith)が『国富論』のなかで自由競争段階と独占段階とのあいだの共通項、例えば価格一般は需要と供給で決定されるという事柄に言及しているからといって、そこから直ちに、本来彼が『国富論』を書いたのは単に価格が需要と供給で決定されるということを明らかにするためだった、といえるわけではない。山本氏の所説の問題点は、マルクス貨幣資本蓄積論が兌換制下と不換制下との共通項に言及しているかどうかという問題と、マルクス貨幣資本蓄積論の本来の目的は兌換制と不換制の共通項を明らかにすることにあつたのかどうかという問題とが必ずしも明確に区別されていないように見受けら

の諸契機との絡みあいに媒介された貨幣資本の蓄積は、現実的蓄積から必然的に独立化すること、そして、(2)信用制度の下にあっては利子生み資本は現実の貨幣存在に対して「単に架空なもの」・利子生み「資本に対する請求権の形態」で存在する、ということ明らかにすることにより、「信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態」を解明していたのである(山本氏、前掲書56ページ)。なお、大谷氏の見解の問題点については三宅義夫氏の論文「『資本論』第3部第5篇の性格—大谷禎之介氏のマルクス草稿解釈に対する疑問について—」(『立教経済学研究』第45巻第3号、1992年1月)を参照されたい。

9) 山本、前掲書、132ページ。

10) 同上、43ページ。

11) 同上、132ページ。

れる点にある。

これら二つの問題を明確に区別するために、次の二つの問題を設定し以下で考察してゆくことにしよう。一つは、預金が流通手段機能を果たすのは兌換制と不換制とは共通しているという事実と、兌換制下では預金は中央銀行の金準備に制約されているが不換制下ではそうではないという事実とは、どのように関連しあうのかという問題である（Ⅱ）。もう一つは、マルクス貨幣資本蓄積論の、とりわけその第二部分—「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分—の固有の課題ははたして、預金が流通手段機能を果たしうるかどうかという視点、預金が中央銀行からの借入れをいかにこえて設定され、いかに金準備に制約されるかという視点、いずれの視点から解決されうるかという問題である（Ⅲ）。

Ⅱ. 預金の流通手段機能

さしあたり考察されなくてはならない問題は、社会的総資本の再生産の過程が順調であるかぎりでは、貨幣Gは兌換通貨、不換通貨いずれでもよいという事実と、兌換通貨と不換通貨とのあいだの区別がなされるべきであるという事実とは、どのように関連しあうのかである。

ここで直接に問題になるのは山本氏の「預金通貨論としての信用貨幣論」である。

確かに、当座預金および普通預金等の要求払預金は、統計上「預金通貨」として、中央銀行券のような「現金通貨」とともに広義の通貨の一部を構成しているとみなされている。しかし預金それ自体を通貨ととらえることには理論的な問題点が少なくとも二点あるように思われる。①貨幣蓄蔵を考慮すれば、国内における金鑄貨の増加→預金の増加→銀行の金準備の増加がただちに流通通貨量の増加となるとはいえなくなる。②それ自体が信用貨幣である手形や小切手を考慮すると、預金を同様の意味での通貨ととらえにくくなる。

Ⅱ-I.

①の問題について。

山本氏が次のように述べているのは、やや正確さを欠く説明といわざるをえない。「支払の範囲が「大口の商取引の部面内にとどまる」(K. III. S. 153f.)ときは、預金者が銀行に対して有する元利請求権たる預金、あるいはまた、銀行が貸付（元利請求権の形成）に際して借入人に設定した預金は、いずれの預金の名義人にとっても等しく社会的再生産過程内の自己の債務を決済する手段として機能する」¹²⁾。山本氏の説明では、預金はすべて流通手段として機能するものとされている。

預金は一方で蓄蔵貨幣形態にある貨幣であるが、他方で預金そのものがあたかも流通手段機

12) 山本, 前掲書, 143ページ。

能を果たしているようにみえる。このことはどのように説明されるべきであろうか。それは当座預金の他の預金に比しての独自の性格によって説明される。

確かに、当座預金以外の預金——普通預金や定期預金——は、預金者にとって蓄蔵貨幣形態にある貨幣である。しかし、当座預金は必ずしもそうではない。生産者や商人たちは現金によってではなく小切手の受け渡しによって支払を決済しうる。この意味で小切手は流通手段の役割を果たしうる。したがってまた、あたかも当座預金そのものが流通手段機能を果たしているようにみえる。流通手段機能を果たす小切手が預金に基づいて振り出される点は、当座預金を他の預金から本質的に区別づけている。

II-II.

②の問題について。

山本氏がマルクス貨幣資本蓄積論の第二部分—「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分—のなかで重視している事柄は次の点である。

「たとえ、貨幣資本＝利子生み資本が現実貨幣の形態で貸し付けられたとしても、同一貨幣片が絶えず繰返して貸付けられる限り、貨幣資本は明らかに「ある点でのみ金属貨幣として存在し、他のすべての点では資本に対する請求権の形態でのみ存在する」(K. III. S. 525)」¹³⁾。

例えば、銀行Xは企業Aに100ポンドを金属貨幣で貸し付け、Aは企業Bへの支払にその金属貨幣100ポンドをあて、Bは銀行Xにこの金属貨幣100ポンドを預入れる。銀行Xの貸借対照表では資産の部の対A貸出100ポンドが増加し、負債の部のB名義の預金が100ポンド増加する。そして再び銀行Xはこの100ポンドを企業Aに貸し付け、こうした貸付資本の運動が計5回繰返されるとする。その結果最終的には、銀行Xの貸借対照表では資産の部の対A貸出500ポンドが増加し、負債の部のB名義の預金が500ポンド増加する。このように、同一の金属貨幣100ポンドが繰返し貸し付けられるかぎりでは、銀行X→A→B→銀行X間の循環過程のいずれかの一点でのみ貸付資本は金属貨幣として存在し、「他のすべての点では資本に対する請求権の形態でのみ存在する」。

上の一つめの例では、銀行Xは企業Aに金属貨幣で貸し付けることが前提とされていた。次の例では、預金を設定して貸し付けることとしよう。Aは企業Bへの支払に小切手100ポンドを振り出し、Bは銀行Xにこの小切手100ポンドを入金する。銀行Xの貸借対照表ではやはり一つめの例と同様に資産の部の対A貸出100ポンドが増加し、負債の部のB名義の預金が100ポンド増加する。ただしこの場合には預金は、一方で、銀行Xによって他へ貸し付けられ同行の金庫中にそれに対応する現金が単なる貨幣請求権として存在するにすぎないが、他方で、企業Aによってそれ宛てに小切手が振り出され企業Bへの支払に用いられる。「預金そのものが

13) 同上, 141-142ページ。

二重の役割を演じる」¹⁴⁾。

山本氏がマルクスの文章の一部を引用しつつ説明しているその内容は、さしあたりは以上のようなものとして理解できる。

他方で、山本氏の説明では、現実資本の蓄積とも貨幣そのものの蓄積とも区別される貨幣資本の蓄積は、「順調に進行している」「円滑」な社会的総資本の再生産を媒介しているにすぎない。

「総現実資本の再生産＝循環G—W……P……W'—G'が社会的総資本のレベルでは、債務の蓄積＝金融資産の蓄積という形態をとる利子生み資本＝貨幣資本の蓄積との絡みあいにおいて順調に進行している、……即ち、個別諸資本の総体から成る社会的総資本の再生産＝循環が円滑である限り、……信用貨幣が金貨幣に取って代わる」¹⁵⁾。

かりに山本氏が「個別諸資本の総体から成る社会的総資本の再生産＝循環が円滑である限り、……信用貨幣が金貨幣に取って代わる」と言われるその意味内容が、社会的総資本の再生産の過程が順調であるかぎり、貨幣Gはなんらかのその代理物によって——場合によっては信用貨幣によって——代理されうるといえるものであれば、私は山本氏のここでの説明を取り立てて問題にするつもりはない。しかし私が山本氏のここでの説明を問題にするのは、山本氏が「個別諸資本の総体から成る社会的総資本の再生産＝循環が円滑であるかぎり、……信用貨幣が金貨幣に取って代わる」と言われるその意味内容が、社会的総資本の再生産の過程が順調であるかぎり貨幣Gを代理するもの、それこそが信用貨幣だということと見受けられるからである¹⁶⁾。

そこで、山本氏が、一方で「……同一貨幣片が絶えず繰返して貸付けられる限り、貨幣資本は明らかに「ある点でのみ金属貨幣として存在し、他のすべての点では資本に対する請求権の形態でのみ存在する」(K. III. S. 525)」と言われるその意味内容と、他方で「個別諸資本の総

14) K. Marx, Das Kapital, Bd. 1, Marx-Engels Werke, Bd. 25, Dietz Verlag, Berlin, 1964, S. 488. 以下 Werke, Bd. 25, S. 488. と略記。

15) 山本, 前掲書, 149ページ。

16) 山本氏は「信用貨幣を『再生産の流動性に基づく資本の還流の円滑さ』および「金債務性」というように一引用者}二重に規定する氏{山田喜志夫氏一引用者}の視角は、……極めて有意義である」(150ページの注(2))と述べている。本稿の考察の本来の目的は信用貨幣の概念規定それ自体にあるのではないが、社会的総資本の再生産を媒介する流通手段が円滑に還流するかぎりではその流通手段を信用貨幣と規定できるとする山本氏の信用貨幣規定が、マルクスのそれから大きく異なったものとなっている点は、留意しておく必要がある。山本氏や山田氏の信用貨幣規定では支払約束証券と価値指標との区別があいまいになる恐れがあろう。商業手形を「本来の商業貨幣」と規定し、兌換銀行券を「本来の信用貨幣」と規定するべきことについては、すでに三宅義夫氏によって岡橋保氏、飯田繁氏や山田氏に対する批判という形で指摘されている(『マルクス信用体系』日本評論社, 1970年, 32, 120ページ, 「流通必要量」についての誤解)『立教経済学研究』第32巻第4号, 1979年3月, 30ページなどを参照)。なお, こうした信用貨幣規定の他の例としてシギュラシオン派のアグリエッタ(M. Aglietta)を取り上げ検討したものとして, 拙稿「レギュラシオン派のインフレーション論に関する一考察」(上)(下)『立教経済学論叢』第41号, 1992年6月, 第42号, 1992年12月)を挙げておきたい。参照していただければ幸いである。

体から成る社会的総資本の再生産＝循環が円滑である限り、……信用貨幣が金貨幣に取って代わる」と言われるその意味内容との関連について触れておかななくてはならない。一見すると、山本氏が取り上げているいずれの事柄も、ある一点では金貨幣として存在し他の一点ではそうではないということを意味しているようにみえる。

山本氏によると、先にⅠ-Ⅱ. でみたように「[本来の信用貨幣]の基本的存在形態と本質」は、「[貨幣資本と現実資本]冒頭で提起された第二の設問、即ち、通貨量と貨幣資本の蓄積との関係如何」という設問との関連で「解明」されている。そして言われる、「[本来の信用貨幣]とは、寄託ないし貸出によって生れた預金額に対する元利請求権が、即ち、利子生み資本に対する請求権が、信用制度の内外で一定額の支払・購買手段機能を果たす際にまとう自立的諸姿態にはかならず、その本質は、……決済手段として機能する預金である」¹⁷⁾と。山本氏の説明においては事実上、預金が単なる貨幣請求権として存在しうるということは、小切手が金貨幣の代わりに流通手段機能を果たしうるということに解消されてしまっている。

販売 W_1-G と購買 $G-W_2$ とがあいついで行われ、貨幣 G が貨幣として存在しているのが一時的であるかぎり、貨幣 G は単に商品 W_1 と商品 W_2 との交換を媒介しているに過ぎず、価値物としての資格をもっている必要はない。このかぎりでは、貨幣 G は金鑄貨ではなくとも不換政府紙幣でもよい。

ところで販売 W_1-G と購買 $G-W_2$ とがあいついで行われているという状態は、資本制社会においては、社会的総資本の再生産の過程が順調であり、部門Ⅰ、部門Ⅱの資本家たちによって前貸された貨幣 G が出発点に還流しているという状態としてあらわれる。

また、上述の金鑄貨と不換政府紙幣との区別は、発達した信用制度のもとでは、兌換通貨と不換通貨との区別としてあらわれる。

したがって、社会的総資本の再生産の過程が順調であり、部門Ⅰないし部門Ⅱの資本家たちによって前貸された貨幣 G が出発点に還流してくるかぎりでは、貨幣 G は単に部門Ⅰの商品と部門Ⅱの商品との交換を媒介しているに過ぎず、価値物としての資格をもっている必要はない。このかぎりでは、銀行が前貸する G は兌換通貨でなくとも不換通貨でもよい。

銀行によって貸出される通貨の金の裏付けが確定的であろうとなかろうと、通貨は、一度流通に投下された後には、流通内において商品流通の媒介者として機能するにすぎない。前貸された通貨は、確定的な金の裏付けのある兌換通貨による場合であるか、金の裏付けが確定的でない不換通貨による場合であるかにかかわりなく、流通内においては、広義の流通手段としての規定を受け取り、 $W-G-W$ という商品の姿態変換の過程を媒介する。

同じ事柄を次のように表現しなおしても事態は変わらない。すなわち、社会的総資本の再生産の過程が順調であり、企業Aによって企業Bに前貸された貨幣 G が再びAに還流してくるか

17) 山本、前掲書、143ページ。

ぎりでは、貨幣Gは単に企業Aの商品と企業Bの商品との交換を媒介しているに過ぎない。このかぎりでは、それ宛に小切手が振り出される預金が金貨幣に対する請求権としての資格をもっている必要はない。

山本氏が着目している点はこの点である。

しかし、銀行貸出が兌換通貨、不換通貨いずれによる場合であろうと、前貸された通貨は、流通内においては、広義の流通手段としての規定を受け取る、という事実によっては、銀行貸出が、確定的な金の裏付けのある兌換通貨による貸出に解消しうるものではなく、金の裏付けが確定的でない不換通貨による貸出もある、というもう一つの事実は否定されえない。確かに既述のように、社会的総資本の再生産の過程が順調であるかぎりでは、その過程を媒介する貨幣Gの代理物は兌換通貨、不換通貨いずれでもよい。しかしだからといって、兌換通貨と不換通貨の区別がなくなるわけではない。通貨の金の裏付けが確定的であるかどうかという問題と、その通貨が一度流通に入った後どのような機能を果たすかという問題とは、別の問題である。

市中銀行は現金準備（中央銀行券ないし中央銀行への預け金）額をこえて預金を設定することができるとはいえ、現金準備の制約から離れて無限に設定できるわけではない。

例えば、銀行Xは企業Aに100ポンドを預金設定で貸し付けることとする。

まずAが企業Bへの支払に現金（中央銀行券）100ポンドを引き出す場合を考えよう。

銀行Xの現金準備（中央銀行券ないし中央銀行預け金）が100ポンド以上ある場合には、それを支払にあてることができ、資産の部の現金が100ポンド減少し、負債の部の預金が100ポンド減少するにすぎない。しかし銀行Xの現金準備が50ポンドしかない場合には、手形再割引か担保付貸付というかたちで中央銀行から50ポンドを借り入れなくてはならない。銀行Xの貸借対照表では資産の部の中央銀行預け金が50ポンド増加し、負債の部の中央銀行借入金金が50ポンド増加する。中央銀行の貸借対照表では資産の部の民間貸出が50ポンド増加し、負債の部の民間預金が50ポンド増加する。

次にAが企業Bへの支払に小切手100ポンドを振り出す場合を考えよう。

Bが銀行Xにこの小切手100ポンドを入金する場合には、銀行Xの現金準備には変化はない。銀行Xの貸借対照表では資産の部の対A貸出100ポンドが増加し、負債の部のB名義の預金が100ポンド増加するにすぎない。また、企業Bが銀行X以外の銀行、銀行Yにこの小切手100ポンドを入金する場合にも、そして銀行Yの貸借対照表の負債の部の銀行X名義の預金が100ポンドありXY両行間で債務が相殺されるかぎりでは、両銀行の現金準備に変化はない。銀行Xの貸借対照表では資産の部の対A貸出100ポンドが増加し、負債の部の銀行Y名義の預金が100ポンド増加するにすぎない。しかし銀行Yの貸借対照表の負債の部の銀行X名義の預金が100ポンド以下、例えば50ポンドでありXY両行間で債務が相殺されない場合には、その差額50ポンドだけ銀行Xの現金準備は減少し銀行Yのそれは増加する。そして銀行Xの現金準備がこの差額50ポンドに満たない場合には、中央銀行からその額だけ借り入れなくてはならない。

このように市中銀行の預金設定は市中銀行の現金準備に制約されている。

そしてこの市中銀行の現金準備は兌換制下では中央銀行の金準備に制約されているのに対し、不換制下ではそうではない。

山本氏の議論ではこの点が著しく軽視される、ないしは事実上見落とされることになる。

預金は、一方で、銀行Xによって他へ貸し付けられ同行の金庫中にそれに対応する現金がなく単なる貨幣請求権として存在するにすぎないが、他方で、企業Aによってそれ宛てに小切手が振り出され企業Bへの支払に用いられる。小切手が金貨幣の代わりに流通手段機能を果たしうするための条件は、社会的総資本の再生産の過程が順調であるということである。また、預金が単なる貨幣請求権として存在するための条件は、一つは、すべての預金者が一度に銀行から貨幣を引き出そうとしないことである。そしてこの条件はそれはそれで銀行に対する預金者の信任によって、したがってまた社会的総資本の再生産の過程の順調さによって規定されている。しかし小切手が金貨幣の代わりに流通手段機能を果たしうということと、預金が単なる貨幣請求権として存在するということとは、一方が他方に解消されてよい関係にあるのではない¹⁸⁾。

山本氏の議論では、預金が流通手段機能を果たすのは兌換制と不換制とは共通しているという事実が不等に重視され、兌換制下では預金は中央銀行の金準備に制約されているが不換制下ではそうではないという事実が著しく軽視されている。山本氏にあっては、あたかも前者の事実が後者の事実を排除しているかのように見受けられる。しかし、上にみたように、両者は一方が他方を排除し合うという関係にあるのではない。

Ⅲ. マルクス貨幣資本蓄積論の第二部分

次に考察されなくてはならないのは、マルクス貨幣資本蓄積論の、とりわけその第二部分——「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分——の固有の課題は何かであり、また、預金が流通手段機能を果たしうかどうかという（山本氏の）視点、預金は現金準備をいかにこえて設定され、いかに現金準備に制約されるかという視点、いずれの視点からその課題は解決されうかである。先にⅠ.において私が設定した第二の問題である。

18) 山本氏の所説に対しては高山洋一「『貨幣資本と現実資本』の課題—山本孝則著『現代信用論の基本問題』によせて—」(『経済論集』(大東文化大学)第54号, 1992年2月)がすでに私とほぼ同様の疑問を提示している。「著者は、預金通貨論としての信用貨幣論といって兌換制であると不換制であるとを問わない信用貨幣の一般規程を与えるが、これは銀行券の本質規程をネグレクトする。なるほど私的民間レベルでの預金通貨だけみれば、兌換と不換とを問わず信用貨幣と規定できる。しかし、銀行券が兌換=金債務性を帯びているとき、預金通貨も究極的に金準備、金債務性に制約される、そういう意味を持つ信用貨幣である。銀行券が不換を呈すると、預金通貨を同じ信用貨幣と称し、根底部に資本間の債権債務の手形流通を存するといっても、それは金債務性の制約を解かれ究極的に紙幣性に帰着し、そこには質的違いが生じてくる」(33ページ)。

Ⅲ-I.

マルクスが『資本論』第3巻第5篇第30章「貨幣資本と現実資本Ⅰ」冒頭で設定している問題は、一つは貸付可能な貨幣資本の運動はどこまで現実資本の運動を反映しているかという問題であり、もう一つは貸付可能な貨幣資本の運動はどこまで貨幣量の変動を反映しているかという問題である。第30章の冒頭でマルクスが設定している問題についての考察——本稿ではこれを便宜上「マルクス貨幣資本蓄積論」と呼んでいる——は、第30—32章「貨幣資本と現実資本Ⅰ-Ⅲ」で終わらず、その他の諸章に及んでいる。

ところでマルクス貨幣資本蓄積論は通貨学派の代表者たるオーヴァーストンの利子率決定論に対する批判となっている。オーヴァーストンは利子率は一方で利潤率によって、他方では貨幣量によって決定されると主張していた。彼の説明が利子率が利潤率によって決定されるという主張に帰着するかぎりでは、彼の説明は貸付可能な貨幣資本の運動は現実資本の運動と同一方向の動きをするという主張になる。また彼の説明が利子率が貨幣量によって決定されるという主張に帰着するかぎりでは、彼の説明は貸付可能な貨幣資本の運動は貨幣量の変動によって決定されるという主張になる。

オーヴァーストンに対するマルクスの反論は、貸付可能な貨幣資本の運動は、現実資本の運動とも貨幣量の変動とも同一方向の動きをしないというものであった。

貸付可能な貨幣資本の運動は現実資本の運動に対して独自の動きをするということを明らかにするためには、貸付可能な貨幣資本の運動を規定する要因を明らかにするとともに、現実資本の運動の結果としての貸付可能な貨幣資本の運動を明らかにし、両者が異なる場合があるということを指摘すればよい。また、貸付可能な貨幣資本の運動が必ずしも貨幣量によって決定されないということを明らかにするためには、貸付可能な貨幣資本の運動を規定する要因を明らかにするとともに、貨幣量の変動の結果としての貸付可能な貨幣資本の運動を明らかにし、両者が異なる場合があるということを指摘すればよい。

とはいえ、マルクス貨幣資本蓄積論について考察する場合には、以下に述べるようないくつかの点を明確にしておかなくてはならない。

Ⅲ-I-I.

マルクス貨幣資本蓄積論について考察する場合に明確にしておかなくてはならないことの第一は、企業の手元に投資先のない資金がある、したがってまた銀行の手元にも貸出先のない余剰資金があるということを問題にするか、それとも、企業が生産的な投資をしていない、例えば株や土地などに投資をしている、銀行もそうした企業の不生産的な投資に融資しているということを問題にするか、という点である。投資先のない資金の存在を問題にするかぎりでは、不活動貨幣／活動貨幣、の上昇が問題となる。不生産的な投資を問題にするかぎりでは、不生産的投資／生産的投資、の上昇が問題となる。

例えば、マルクスが『通貨理論論評』より次の文章を引用している¹⁹⁾のは、投資先のない遊休資金の存在という問題を念頭においてのことであろうと思われる。「イギリスでは追加される富の不断の蓄積が行なわれていて、それは結局は貨幣形態をとる傾向がある。……それだから、もしも、このような過剰資本の不断の流入と同時に、その運用部面が次第に十分に拡張されていかないならば、われわれは投資を求める貨幣の周期的な蓄積に当面せざるをえないのであって、……」。また、マルクスがギルバート『銀行業の歴史と原理』より次の文章を引用している²⁰⁾のは、どこまでが堅実な手形の割引でどこまでがそうでない投機的なものかは区別し方がたいという問題を念頭においてのことであろうと思われる。「取引と投機とは多くの場合に非常に密接に結びついているので、どこまでが取引でどこからが投機なのかを言うことは困難である」。

しかし投資先のない資金の存在という問題と不生産的な投資という問題とは、一方が他方を条件としてはじめて成立するという関係よりもむしろ相互に——区別されるべきとはいえ——補完的な関係にあるというべきであろう。

Ⅲ-I-II.

マルクス貨幣資本論について考察する場合に明確にしておかなくてはならないことの第二は、長期傾向法則としての貨幣資本蓄積を問題にするか短期の循環運動としてのそれを問題にするかという点である。例えば伊藤誠氏は、「第30章—32章を通じ、銀行を介して行なわれる貨幣資本の蓄積が、現実の資本蓄積からいかに相対的に遊離独立してすすめられるかを抽象的に叙述している部分が少なからずみうけられる。そうした部分においては、産業循環の過程は直接の問題とはされていない。そのような叙述と交錯する形で、「貨幣資本と現実資本」の相互規程的関連を、利子率と利潤率の対立関係に集約し、産業循環の諸局面にそくして具体的に考察する叙述の進展がみられるのである」と指摘している²¹⁾。また下平尾勲氏は、マルクス「貨幣資本と現実資本」には「その課題の解明の方法として」「貸付けられうる貨幣資本への貨幣の転化がいかにおこなわれるか、いいかえると、貸付資本はいかなる源泉から形成されるかという視角からの研究」と「産業循環視角」からのそれという「二つの潮流をもっていた」と指摘している²²⁾。

しかし長期傾向的な貨幣資本蓄積を問題にするか短期循環的なそれを問題にするかという区別は本来、「現実資本」の蓄積——生産資本・商品資本の蓄積に関連していることができる区別であろう。例えば深町郁弥の解説「第30—32章 貨幣資本と現実資本」²³⁾の場合も「趨勢的」

19) Werke, Bd.25, S.429.

20) Werke, Bd.25, S.419.

21) 伊藤誠『信用と恐慌』東京大学出版会、1973年、199ページ。

22) 下平尾勲『信用と景気循環』新評論、1978年、79-81ページ。

23) 深町郁弥他編『資本論体系 第6巻 利子・信用』、1985年4月、に収録。

か「周期的」かという区別がなされているが、それは「再生産過程次元」と「信用制度次元」と区別した上で前者についてなしうる区別だと限定して使っている。深町氏は、「マルクスを先行者たちから決定的に区別するのは、信用制度の次元から再生産過程における現実資本との関連——積極的あるいは消極的な——という論理次元にまで下降していくことである」²⁴⁾と述べ、「再生産過程次元と信用制度次元の二つの論理の位相に止目して」²⁵⁾、貸付可能な貨幣資本の供給を再生産過程次元の趨勢的供給、再生産過程次元の周期的供給、信用制度次元の供給に区分している。

Ⅲ-I-Ⅲ.

以上のⅢ-I-I. およびⅢ-I-II. は、一般に貨幣資本蓄積論を考察する際に問題になるであろう点を確認するためだけに書いた、いわば前置き部分である。本稿に直接関連するのは次の点である。

マルクス貨幣資本蓄積論について考察する場合に重要なことの第三は、ここでマルクスが用いている「貸付可能な貨幣資本」概念、「現実資本」概念、「貨幣」概念それぞれについて、さしあたりどのような意味のものとしてとらえておくかである。

例えば川合一郎氏は『資本と信用』²⁶⁾第3篇を「貨幣資本と現実資本」と題し、第1節で「貨幣資本と現実資本」を、第2節で「貨幣資本と貨幣の数量」を考察している。そして第3節冒頭において、「以上において、貸付すべき貨幣資本は再生産に対する関連を全く異にする諸々の源泉から生じること、逆に貸付すべき貨幣資本に対する需要は再生産に対する関連を全く異にする部面からもひとしく需要されることをみた」というように第1、2節の内容を要約している。しかしこの氏自身の要約は第1節の内容の要約にしかっていない。第2節の内容がどのように関連しているかは不明である。また伊藤誠氏は、「解明さるべき事態の性質からしても、またマルクスの叙述の重点からいっても、ここでの主たる問題は、「貨幣そのもの」と貨幣資本の過不足の関連にあるのではなく、やはり信用制度をつうずる「貨幣資本と現実資本」の関連にあるとあってよく、……」²⁷⁾と述べている。従来諸研究においては「貨幣」概念は事実上無視されてきたといえよう。そこに「現実資本」概念それ事態のとらえ方にいくつかのバリエーションが存在した根拠もあった。しかしそれではマルクスが「貨幣」と「貸付可能な貨幣資本」との関係の問題にしている積極的な意味は明らかにならない。

マルクスの問題設定においては、「貸付可能な貨幣資本」概念を媒介にして間接的に「現実資本」概念と「貨幣」概念とが対立させられている。「現実資本」「貨幣」それぞれが何を意味

24) 同上、140ページ。

25) 同上、130ページ。

26) 川合一郎『資本と信用』有斐閣、1954年。

27) 伊藤、前掲書、197ページ。

しているかは、両者がいかなる意味で対立しているかを明らかにすることによって、またそのかぎりでは、明らかになるはずである。

①「現実資本」を産業資本の循環の一契機としての生産資本ないし商品資本としてとらえるかぎりでは、それと対立する「貨幣」は産業資本の循環の一契機としての貨幣資本である。この場合には、「現実資本」と「貨幣」との対立は、一定価値額の産業資本の循環のなかのある形態と他の形態との対立にすぎない。

②「現実資本」を商品流通に対して規定的な産業資本としてとらえるかぎりでは、それと対立する「貨幣」は社会的総資本の再生産を媒介する、その意味では商品流通に被規定的な流通手段である。この場合には、「現実資本」と「貨幣」との対立は、商品流通に対して規定的に媒介運動する貨幣と被規定的に媒介運動する貨幣との対立である。いわば社会的再生産の視点からみた流通手段と資本との対立である。この場合に設定しうる問題は、利子生み資本として運動する貸付可能な貨幣資本の運動は、どこまで産業資本の循環の一契機としての貨幣資本の運動を反映し、どこまで社会的総資本の再生産を媒介する流通手段を反映しているかという問題である。

③貸付可能な貨幣資本はとりあえずは現金準備となる。したがって、問題になるのが貸付可能な貨幣資本の源泉であるかぎりでは、直接問題になるのは市中銀行の現金準備の源泉である。市中銀行の現金準備の源泉は、一方で企業に求められ——預金——、他方で中央銀行に求められる——中央銀行借入金——。「現実資本」と関連して問題になっているのが市中銀行の対企業取引であるかぎりでは、それと対立する「貨幣」と関連して問題になるのは市中銀行の対中央銀行取引である。この場合には、「現実資本」と「貨幣」との対立は、市中銀行の対企業取引と対中央銀行取引との対立である。「現実資本」と「貨幣」との対立を、市中銀行の対企業取引と対中央銀行取引との対立としてとらえるかぎりでは、オーヴァーストンに対するマルクスの反論は、市中銀行における貸付可能な貨幣資本の運動はその対企業取引ないしは対中央銀行取引にどこまで規定され、どの範囲でそうでないか——どのように独自か——というものとなる²⁸⁾。

28) 1825年に最初の世界恐慌が起き、銀行券発行高を金準備の増減と機械的に一致させる必要があるかどうかをめぐって、論争が行われた(Currency and Banking Controversy)。銀行学派は、両者を一致させる必要があると主張する通貨学派に反論し、銀行券発行高は銀行券に対する社会の需要にしたがって増減させるべきであり、両者を一致させる必要はない、また需要が増大しない際には銀行券の流通を増加させようとしても増加するものではないと主張した。市中銀行における貸付可能な貨幣資本の運動はその対中央銀行取引に一方的に規定されているというオーヴァーストンの主張は、金属準備の増減と銀行券発行高の増減とを同方向にしなくてはならないというものとなろう。これに対して、市中銀行における貸付可能な貨幣資本の運動はその対中央銀行取引に一方的に規定されているわけではないというマルクスの反論は、金属準備の増減と銀行券発行高の増減とを必ずしも同方向にする必要はないというものとなろう。兌換制下では中央銀行は銀行券の金との自由兌換を保証しなくてはならないが、金属準備の増減と銀行券発行高の増減とを同方向にしなくてはならないという義務

マルクスにおいては貨幣資本蓄積の独自性はこうした様々な視点から分析されていると考えられるべきであろう。

Ⅲ-Ⅱ.

以上Ⅲ-Ⅰ. において考察したように、貨幣資本蓄積の独自性の規定は様々な視点から与えられうる。とはいえ、先のⅠ-Ⅲ. において触れたように、山本氏においては、「クレジット・システムからモネタール・システムへの展開が必然である」という命題はマルクス貨幣資本蓄積論の「結語」とされている。事実、信用が恐慌を促進・激化するという事態をいかに説明するかという点は、マルクス貨幣資本蓄積論の固有の課題の一つであったと考えられる。したがって、ここで貨幣資本蓄積を考察するのもそのかぎりでのこととする。

ところで、先のⅡ. において触れたように、山本氏の説明では、現実資本の蓄積とも貨幣そのものの蓄積とも区別される貨幣資本の蓄積は、「順調に進行している」「円滑」な社会的総資本の再生産を媒介しているにすぎない。したがって、山本氏においては、上述の様々な意味における「現実資本」と「貨幣」との対立のうち、②の意味における対立——産業資本の循環の一契機としての貨幣資本の運動と社会的総資本の再生産を媒介する流通手段との対立——に限定して考察されていることになろう。

他方、同様にⅡ. において述べたことであるが、市中銀行は現金準備額をこえて預金を設定することができるとはいえ、現金準備の制約から離れて無限に設定できるわけではない。このことの説明に関連するのは、上述の③の意味における「現実資本」と「貨幣」との対立であろう。

そこで問題は、信用が恐慌を促進・激化するという事態は、預金が流通手段機能を果たしかどうかという——上述②の意味における「現実資本」と「貨幣」との対立に関連する——視点、預金は現金準備をいかにこえて設定され、いかに現金準備に制約されるかという——上述③の意味における「現実資本」と「貨幣」との対立に関連する——視点、いずれの視点から説明されうるか、という点に帰着する。

市中銀行による貨幣資本の蓄積が媒介している社会的総資本の再生産が実際には「順調」なものでも「円滑」なものでもないということは、次の二つの点を考慮するだけでもはっきりしている。

がそれ自体として課せられているわけではない。なお、マルクス貨幣資本蓄積論の第二部分——「貸付可能な貨幣資本」と「貨幣」との関連を問題にしている部分——が一つには1844年の銀行法と恐慌との関連を念頭において書かれたものである点については、三宅義夫「マルクス信用論の一解明—1947年恐慌を通じて見た『資本論』第三部第五篇の諸叙述の現実的関連性—」（『貨幣信用論研究』未来社、1956年、第6章に収録、後に『マルクス・エンゲルス／イギリス恐慌史論（上）』大月書店、1974年に収録）を参照されたい。

第一に信用による恐慌の促進の二つの側面。

繁栄局面においてはたとえば、ある産業資本の循環G—W—Gにおいて、商品資本WがGへ転化しうるかぎりでは、このWが他の産業資本の循環内に入っていか商業資本の循環内に入っていかにかかわらず、この産業資本の循環は継続する。そしてこうしたなかで生産的消費や個人的消費が拡大し、再生産過程は全体として著しく拡張しうる。他面では、これらの消費の拡大は無限に続くわけではない。にもかかわらず、産業資本にとっては商品資本WがGへ転化しうるかぎりでは資本の還流が進行しており、無限に生産を拡張しようと努めることになる。商業信用、さらに銀行信用はこの過程を促進する。こうして現実には先の商品の消費の拡大、円滑な再生産の進行は外観的であってすでに過剰生産となっているという状況が生まれ、信用はそれを隠蔽する。

商業信用によって、また銀行による手形割引や銀行による貸付によって、一方で再生産過程の拡張が助長され、他方でこの拡張がすでに過度にいたっていることが、資本制的な制限を突破していることが、隠蔽される²⁹⁾。

第二に有利な部門（企業）と不利な部門（企業）との間の区別。

銀行は社会に資金を供給するという社会的性格もっているが、それはその資金の安全かつ有利な増殖の追求という私的な意図のもとでおこなわれる。

ある産業部門ないし企業がとくに有利で利潤率が高い場合、銀行はこれらからの資金需要に応じ、貸出を増加させ、それらの営業の拡大を促進する。また、ある部門ないし企業が不利である場合、銀行の貸出はこれらから引き揚げられ、営業の縮小を促進する。

銀行の有利な部門ないし企業への融資は営業の過度の拡大を促し、そのために急速に過剰取引、過剰生産に陥ることもありうる。また、銀行貸出の不利な部門ないし企業からの引き揚げは営業の急速な縮小を促すこともありうる。銀行は一方で投機を助長し、他方で倒産を助長するということがありうる³⁰⁾。

29) 資本の有機的構成高度化という契機を取入れ、なおかつ利潤量の絶対的減少をとともう利潤率の強い、突然の低下の発生を論証するという課題の解決を試みている小松善雄「資本の過剰生産と恐慌の現実性—『1861-63年草稿』『資本と利潤』の章第7節を中心に—」(上)(下)、『立教経済学研究』第40巻第2号、1986年2月、第40巻第3号、1987年1月)は、利潤率低下が恐慌を惹起する「基本的契機」として資本の集積＝最低必要資本量の増大と分散・小資本の大群の冒険への駆り立てられとを挙げている(上、94ページ)。そして「資本の集積＝最低必要資本量を恐慌の基本的メカニズムの機軸にすえ」(上、100ページ)、「分散・小資本の冒険への駆り立てられ—貨幣資本の過多とその蓄積」を「資本の過多＝過剰生産に至るまで促進・激化するとともに、信用恐慌＝貨幣恐慌の糸口をつくり出す契機としての役割を果たすもの」としている。なお小松氏はのちに論文「マルクス信用論における「金融の空洞化」」(上)(中)(下)、『立教経済学研究』第42巻第2号、1988年10月、第42巻第3号、1989年1月、第42巻第4号、1989年3月、において、マルクスがルイ・フィリップ王政下とルイ・ナポレオン三世の第二帝政下のフランス政治経済についての研究のうちに「信用制度の空洞性」「信用面での逆ピラミッド」という概念を用いている点に着目し、詳細に跡付けている。

30) マルクスが好況末期に貸付可能な貨幣資本に対する需要を増加させる要因として挙げている「投機的在庫形成の増大」と「労賃の上昇」とを「資本の過剰蓄積にともない必然的な関連をもって展開さ

確かに山本氏が、預金が社会的総資本の再生産を媒介する機能を果たすかどうか——それが設定されたのは資本の欲求のために流通の必要のためにかという問題とは区別されるべき問題として——を問題にしているかぎりでは、兌換制と不換制の区別は問題にならない。兌換制と不換制の区別にかかわらず預金は社会的総資本の再生産を媒介する機能を果たしうるからである（もっとも、信用をそうした社会的総資本の再生産を媒介するものとしてのみとらえるかぎりでも、信用が中央銀行の現金準備に制約されているかどうかということは問題にはなるはずであるが）。山本氏のように、兌換制と不換制の区別に関わりなく市中銀行の預金は流通手段機能を果たしうるかという形で問題をたてるかぎりでは、流通手段機能を果たしうるとこたえるほかない。その場合に問題になるのは、ただ単に貨幣資本が媒介している社会的総資本の再生産が「円滑」かどうかという点のみであろう。

しかしマルクスにとって問題なのは、預金はあるような独自の貨幣資本の運動を媒介している流通手段かであって、預金一般が流通手段機能を果たしうるか否かではない。問題は、預金をそうした社会的総資本の再生産を媒介するものとしてのみとらえることで貨幣資本の独自の蓄積、あるいは貨幣資本過剰という事態を説明しうるのかである。

そしてその場合市中銀行の預金それ自体は市中銀行の現金準備に制約されている³¹⁾、中央銀行の預け金ないし中央銀行券からなる市中銀行の現金準備は、兌換制下であれば当然、中央銀行の現金準備に制約されている、という関連にある。

確かに山本氏のように、「円滑」な「個別諸資本の総体から成る社会的総資本の再生産＝循環」を媒介する貨幣資本を問題にしているかぎりでは、預金が現金準備をいかにこえて設定され、いかに現金準備に制約されるかということは必ずしも問題にはならない。その場合に問題になるのは単に預金が流通手段機能を果たしうるかどうかという点であろう³²⁾。しかし預金が

れる事象」(220ページ)としてとらえる伊藤誠『信用と恐慌』(東京大学出版会, 1973年)は、「商業信用と銀行信用をつうずる信用逼迫を集中的に表示し、同時にその逼迫を決定的に加速する契機となる」「中央銀行の金属準備の減少と利子率の上昇」(228ページ)を、「中央銀行券の流通性に限界があり、中央銀行券によっては最終的決済が行われえないような諸産業間ないし諸地域間の取引が存続すること」を媒介として説明することを試みている。

31) 市中銀行が中央銀行から借り入れを行うのは、一方で意図に反した現金準備の不足を切り抜けるためであり、他方で現金準備の不足をあらかじめ見込んで貸出需要を賄うためである。バジェット(W. Bagehot)が行った、市中銀行の現金準備のうちの、不時の請求に応じるために保有する本来の意味での準備金と、銀行が日常の預金の出し入れに当たって用いるために保有する部分とのあいだの区別(宇野弘藏訳『ロンバード街』岩波文庫, 1941年, 37ページ)は、上述の区別と——必ずしも同一ではないにせよ——ほぼ対応するものと考えられる。

32) ここで私が指摘したいのは、社会的総資本の再生産において流通手段機能を果たす預金を「本来の信用貨幣」と規定し、支払約束証書と価値章標との区別を不明瞭にしている山本氏の論理からは本来、商業手形不渡りの連鎖反応→銀行破産の連鎖反応→兌換停止の国際的な連鎖反応という恐慌の信用制度への影響を意味するかぎりでの「クレジット・システムからモネタール・システムへの転回が必然である」という命題それ自体が導き出されないということである。そこで、山本氏自身はこの命題を

流通手段としてどのような独自の貨幣資本の運動を媒介しているかという問題——信用による恐慌の促進・激化という事態——を考察するためには、預金は現金準備をいかにこえて設定され、いかに現金準備に制約されるかということを問題にせざるをえない。

Ⅲ-Ⅲ.

以上のように考えると、山本氏の次の説明は私には理解し難いものとしてあらわれる。

「確かに、不換制は、「本来の信用貨幣」たる預金・銀行券と一定量での金との交換性を断ち切ることによって、〈クレジット・システムからモネタール・システムへの転回〉が信用制度に及ぼす激しいインパクトを制度的に取り除きはした。その結果、恐慌時に「銀行は信用貨幣を増加することによって……パニックを緩和する」(K. Ⅲ. S. 547) ことが恒常的に可能となった。支払手段の絶対的不足による激しい金融逼迫が回避された結果、最盛況から停滞への景気の激しい落ち込みもみられなくなり、兌換制から不換制に移行した資本主義は大きな変容を遂げたのである。……/だが、注意せよ。恐慌時に「銀行は信用貨幣を増加することによって……パニックを緩和する」ことができるのは、「銀行の信用が震撼されていない限り」(ibid.) でのことであって、この条件は兌換制下ではもとより、不換制のもとでも厳然と貫かれているのである。……」³³⁾。

上の文章で山本氏は一方で、①兌換停止下の中央銀行の対政府・対市中銀行取引が金準備に制約されないかぎり、②市中銀行の信用は震撼されない、という可能性を認めつつ、他方で、②市中銀行の信用が震撼されないかぎりでは、③パニックは緩和される、という可能性を否認している。山本氏は、一方で兌換停止下では市中銀行の信用は中央銀行の支持のため動揺しないとしつつ、他方で市中銀行の信用が動揺するため兌換停止下でもパニックは不可避だといわれるのである。上の文章で山本氏は主観的にはそう主張されるのである。

しかし次のような説明はほかならぬ山本氏自身の上の文章から客観的に読み取れる内容である。すなわち①兌換停止下の中央銀行の対政府・対市中銀行取引は金準備に制約されない。そのかぎりでは②市中銀行の信用は震撼されない。したがって③パニックは緩和される。確かに山本氏のように市中銀行の信用が動揺する場合のことを想定するかぎりでは兌換停止下でもパニックは不可避だという主張も生まれよう。しかしそもそも兌換停止下では市中銀行の信用それ自体を中央銀行が支えている——むしろ資本の整理の不可避性それ自体が除去されるわけで

どのように導いているのか、換言すれば、「商業貨幣から銀行貨幣への転態要求」および「市中銀行券から中央銀行券への転態要求」という「二段の転態」すなわち企業段階→市中銀行段階→中央銀行段階という恐慌の波及過程を、とりわけ中央銀行の金兌換の意味を山本氏はどのように説明しているのかといえ、それは一言でいえば「資本価値を維持せんとする資本の衝動」(152ページ)という一般論によってである。現金支払を銀行に請求するかどうかは山本氏にとっては預金者の自由裁量、いわば資産選択の結果如何とされているかのようである。

33) 山本、前掲書、154-155ページ。

はないにせよ——と考えるべきではないだろうか。

おわりに

マルクス貨幣資本蓄積論は今日ではそのままのかたちであてはまるとは考えられない。今日是不換制なのであるから、マルクスの研究は兌換制下でなされたものである点を念頭において読まれるべきである。マルクスの時代と今日とのそうした違いを考慮してこそ、マルクスが行った兌換制下の研究が今日の不換制下でどのようにかたちをかえてあてはまるのかを考察することができよう。

もちろんこのように述べたからといって、私は、マルクス貨幣資本蓄積論がもともと兌換制下の事柄と不換制下の事柄との違いを明らかにすることを目的として書かれていると考えているわけではない。マルクス貨幣資本蓄積論が兌換制下でのそれとしての性格をもっている、またそういうものとして整理できるかどうかという問題と、マルクス貨幣資本蓄積論の本来の目的は兌換制下の事柄と不換制下の事柄との違いを明らかにすることにあつたのかどうかという問題とは、一応区別すべき問題だといえよう。

本論でみたように、山本孝則氏は、マルクスの諸叙述のなかから兌換制下と不換制下に共通する事柄を摘出し、そこから直ちに、マルクスの本来の目的がそうした兌換制下と不換制下との共通項を明らかにすることにあつたという結論を導いている。

山本氏のように、マルクス貨幣資本蓄積論の本来の課題が兌換制下と不換制下との共通項を明らかにすることにあつたとするならば、マルクスが行った兌換制下の研究が今日の不換制下でどのようにかたちをかえてあてはまるのかを考察する途をはじめからふさいでしまうことになろう。